

平成26年度 第11回香取市農業委員会総会議事録

平成27年2月20日

平成27年2月20日(金)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を山田公民館2階視聴覚室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第7 報告第3号 廃土処理(公共事業施行)事業届出について
日程第8 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は39名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
9番	宮増伸彦	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	12番	宮崎正子
13番	高城博	14番	埴武久
15番	篠塚正悟	16番	浅野文男
17番	向後和夫	19番	野平謙一
20番	佐藤義男	21番	林弘
23番	栗田元一	24番	伊藤はつ子
25番	大坂雅道	26番	星越清徳
27番	飯森茂	28番	高木彌
29番	大堀潔	30番	高木重樹
32番	栗林利男	33番	菅谷晁
34番	伊藤寛	35番	椿康弘

36番 本 宮 敏 雄
38番 菱 木 重 雄
40番 多 田 晃 一
43番 小 林 一 男

37番 宮 負 厚 美
39番 小 倉 新 一
41番 大 須 賀 常 政

1. 欠席委員4名、その氏名は下記のとおり

18番 高 木 甚 一
31番 高 木 哲 吉

22番 宮 田 毅
42番 三 橋 和 男

1. 事務局職員出席者

事務局長 八 本 栄 男
農地班長 高 橋 重 正
主 査 伊 藤 健

管理班長 椎 名 正 志
主 査 伊 能 弘
主任主事 小 川 敦 弘

開会 午後 2時57分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、39名です。

欠席委員は、18番 高木甚一委員、22番 宮田 毅委員、31番 高木哲吉委員、42番 三橋和男委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議長 ただいまから、平成26年度第11回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、11番 林 藤江委員、33番 菅谷 晁委員を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第8 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成27年2月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人は農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号2番、譲受人は農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号3番、譲受人は親より使用貸借権再設定を受けるものであります。

整理番号4番、譲受人は親より使用貸借権設定を受けるものであります。

整理番号5番、譲受人が小作地を取得するためによる所有権移転であります。

整理番号6番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号7番、譲受人が親から贈与を受けるためによる所有権移転であります。

整理番号8番、譲受人が小作地を取得するためによる所有権移転であります。

整理番号9番、譲受人が新規就農を開始するためによる賃借権設定であります。

整理番号10番、譲受人が親から贈与を受けるためによる所有権移転であります。

整理番号11番、譲受人が親から贈与を受けるためによる所有権移転であります。

整理番号12番、譲受人が親から贈与を受けるためによる所有権移転であります。

整理番号13番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号14番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号15番から17番までは、関連案件でありますので一括して説明いたします。

譲受人が新規就農を開始するためによる賃借権の設定であります。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班班長 林 弘委員。

21番林委員 去る、2月13日、金曜日午後1時30分より市役所3階301会議室に於いて、第4班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は17件であります。

案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率

利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などを満たしており、権利取得後も適切な管理が行われると考えられます。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号1番 伊藤委員。

1番伊藤委員 この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、2番について、5番 伊能委員。

5番伊能委員 この申請は、譲受人が自宅に近く通作利便の申請地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番について、6番 菅谷委員。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、14番 塙委員。

14番塙委員 この申請は、貸付地が返還されたため譲渡人が経営移譲年金を受給するため農業後継者に使用貸借権の設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理がなされると思います。許可が妥当と判断いたしますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、15番 篠塚委員。

15番篠塚委員 この申請は、譲受人が小作地を取得するため双方合意解約後、譲渡人から売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番、7番の2件について、17番 向後委員。

17番向後委員 それでは、整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地等を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は譲渡人が農業後継者である孫に申請地を贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、8番について、18番 高木委員であります、本日欠席により、事務局より意見書の説明をお願いいたします。

事務局 この申請は、譲受人が小作地を取得するため双方合意解約後、譲渡人から売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、9番について、21番 林委員。

21番林委員 この申請は、譲受人が農業生産法人の資格を取得するために、譲渡人と農地の賃貸契約を設定するものであります。

取得要件を満たしており、今後も農地の良好な維持管理が行われることから許可が妥当と判断いたします。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、10番について、24番 伊藤委員。

24番伊藤委員 この申請は、譲渡人が農業後継者の譲受人に申請地を贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、11番、12番の2件について、27番 飯森委員。

27番飯森委員 整理番号11番および12番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲受人は夫婦でございます、譲渡人と親子関係にあります。農業後継者の譲受人に贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、13番、14番の2件について、38番 菱木委員。

38番菱木委員 最初に整理番号13番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅に近く通作利便の申請地を売買にて譲り受け、農業経営規模の拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号14番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地等を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長 次に、15番から17番の3件について、43番 小林委員。

43番小林委員 それでは、整理番号15番、16番および17番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が6年9か月勤務した多古町の農家から独立して新規で農業経営を開始するため農地を借受けるものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成27年2月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。
議案の概要説明をいたします。

転用目的は共同住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班班長 林 弘委員。

21番林委員 議案第2号の事前審査会の審査結果について、ご報告いたします。

提出された農地法第4条の許可申請は1件でありました。

現地調査を行った結果、この件につきまして実効性等問題はないとの意見でありました。

したがって、議案第2号については、農地法第4条の許可申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 書類および現地調査の結果、申請地は〇〇〇〇線、〇〇〇〇地区から〇〇〇〇の入口、その反対側〇〇メートルほど入った所でございます。

現在は、耕作放棄地状態になっておりますが、上下水道も完備している住宅区域内にあり、住生活環境に適していると思われま

す。平成 25 年 1 月に申請地の隣接地に第 1 期計画を行い、今回第 2 期工事として 4 条申請するものでございます。

周辺対策、工事計画、資金計画も確立され、地元土地改良区の了解を得ていることから、この申請は農地法第 4 条第 1 項の許可申請の要件を満たしているものと思われ、妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 2 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第 3 議案第 3 号

議 長 日程第 3 議案第 3 号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め

る。平成 27 年 2 月 20 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号 1 番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことであります。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。

整理番号 2 番、3 番、4 番は関連案件であります。

転用を伴う賃借権設定で土採取用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で牛舎用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号6番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号7番、転用を伴う所有権移転で宅地分譲用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号8番、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号9番、転用を伴う使用貸借権の設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります。が許可例外規定施行規則第33条第4号のうち「地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと判断されます。

整理番号10番から13番は関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班班長 林 弘委員。

21番林委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は13件であります。

このうち、整理番号1番から5番、10番から13番については、現地調査を行いました。

現地調査を行った結果この9件につきましては、実効性等問題はまったくないという意見

でありました。

また、ほかの案件についても転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であろうとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、3番 内山委員。

3番内山委員 まず、申請地は〇〇〇〇線を〇〇方面より〇〇方面に向かいますと、まず初めに〇〇〇〇地先に入ります。〇〇〇〇地先に入りますと〇〇〇〇がございませう。そこより、また〇〇方面に〇〇メートルほど進みますと、左側に〇〇〇〇がございませう。そこを〇〇して約〇〇メートル位の所に申請地がございませう。

現況は耕作放棄地になっております。

なお、譲受人は老後の安定した収入を得るため、申請地において太陽光発電を行うとのこととございませう。

雨水は敷地内処理で周辺農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えませう。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 次に、2番から4番の3件について、6番 菅谷委員。

6番菅谷委員 整理番号2から4は関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇地区の〇〇〇〇から田んぼ沿いに〇〇へ〇〇メートルほど入った所にあります。

この申請は、始末書付きの案件で、隣接地で土採取事業を行っていますが申請地の許可を取っているものと思ひ、事業地を拡大してしまったとのこととす。他法令等の完了報告を提出する際に発覚し県へ確認したところ、許可を取得してくださいとのこととす今回の申請となったものとす。現地は事業が完了してあります。

この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと考えませう。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、5番について、21番 林委員。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、8番について、24番 伊藤委員。

24番伊藤委員 場所は〇〇〇〇線沿いの〇〇の方に向かい、住所は〇〇〇〇になります。〇〇〇〇の反対側になります。

譲受人は病院を営んでおり、現在の敷地では駐車場が手狭なため、近隣地である申請地を駐車場とするとのことです。

雨水は敷地内処理で、周辺は農地がなく、住宅と〇〇〇〇になっております。

資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、9番について、26番 星越委員。

26番星越委員 まず、申請地ですけれども、〇〇〇〇線を〇〇から〇〇に向かっていくと〇〇〇〇の所の信号を〇〇して〇〇キロ位行った所に〇〇という集落があります。その場所になります。

譲受人は、アパートで生活していますが、結婚をして手狭になったため実家の隣りに住宅を建築するとのことです。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、雨水とともに道路側溝へ放流とのことです。敷地内処理で、周辺農地所有者からの同意もあり資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、10番から13番の4件について、40番 多田委員。

40番多田委員 10番から13番まで関連案件でございますので一括して、ご説明いたします。

場所は、〇〇〇〇線〇〇ちょう村中になります。田んぼの中、〇〇〇〇というのが入っていてガードの所なんですね。そこを歩いて行きますと〇〇メートル位の所を〇〇に入った、ちょっと山の北側、山べたなんですけれども、そこが場所であります。

申請者は不動産業等を営む会社で、申請地は太陽光発電事業として収益を見込めるということで、管理もしやすい土地なので、申請地において太陽光発電を行うとのことです。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者への説明もしてあり問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要

件を満たしており、特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。平成27年2月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成26年度第11次農用地利用集積計画、整理番号1番から158番までの設定内容であります。

賃借権の設定、新規112件、650,023.28㎡、このうち田は567,374.28㎡、畑は82,649㎡であります。

賃借権の再設定34件、159,155.82㎡、このうち田は147,122.82㎡、畑は12,033㎡であります。

使用貸借権の設定、新規2件、4,326㎡、これは全部田であります。

所有権移転、8件、28,662㎡、このうち田は11,607㎡、畑は17,055㎡であります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る議案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

議案第4号 64番、75番の2件について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 64番、75番の2件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第4号 64番、75番の2件については、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の2件を除く156件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の2件を除く156件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の2件を除く156件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 報告第1号から報告第4号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成27年2月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、10件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成27年2月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、31件であります。

報告第3号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について。下記のとおり廃土処理（公共事業施行）事業の届出があったので報告する。平成27年2月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、2件であります。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成27年2月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、3件であります。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時42分